

石巻市とみやぎ生活協同組合との 「安心して暮らせる地域づくり」に向けての包括連携協定

石巻市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、市民が「安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地産地消と市產品の販路拡大に関すること。
- (2) 市政情報と観光情報の発信に関すること。
- (3) 食育と健康増進に関すること。
- (4) 環境保全とリサイクルに関すること。
- (5) 地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- (6) 子どもと青少年の育成に関すること。
- (7) 高齢者と障がい者の支援に関すること。
- (8) 地域防災と災害対策に関すること。
- (9) 地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第5条 個人情報の保護に関し、甲及び乙は、「石巻市個人情報保護条例（平成17年4月1日条例第15号）」を遵守するとともに、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏洩してはならない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年7月7日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長 亀山 紘



乙 宮城県仙台市泉区八乙女四丁目2番2号

みやぎ生活協同組合

代表理事 理事長 宮本 弘

